

建設事業の評価について  
(意見具申)

平成 25 年 12 月 16 日

大阪府建設事業評価審議会



## 1 はじめに

平成 25 年度は、再評価案件 9 件、再々評価案件 3 件の合計 12 件の対応方針（原案）について、審議を行った。

審議にあたっては、従来どおり審議会を公開し、府民意見や意見陳述の公募を行うとともに、審議概要をホームページで公表するなど、透明性の高い審議会運営に努めた。

また、平成 20 年度に事前評価を実施した京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業について、事業費が増加する場合は、変動理由も含め報告を受けるとしており、現時点で事業費が概ね確定できたことから、その報告を受けた。

## 2 審議対象の基準

今年度については、審議の一層の効率性を高めるため、事業内容等から代替案の検討が困難な事業や、評価時点における進捗率が高い事業のうち、①用地買収率 90%以上で工事着手済みの事業、②用地買収を伴わない事業で工事進捗率 80%以上の事業、③翌年度までに完了予定の事業を本審議会の審議対象から除外することとした。その結果、当初予定していた評価対象事業 43 件のうち、12 件を本審議会で審議することとなり、その他の事業は、各担当部局で内部評価を実施することとなった。

なお、用地買収率に係る指標は、用地の進捗率が高い場合においても、工事の進捗率が低ければ、計画の見直しや中止になる可能性もあるため、平成 26 年度以降については、適用しないこととした。したがって、平成 26 年度以降については、事業内容等から代替案の検討が困難な事業に加え、評価時点における進捗率が高い事業のうち、①工事進捗率 80%以上の事業と②翌年度までに完了予定の事業を用地買収の有無に関わらず本審議会の審議対象から除外することとした。

審議対象の基準は、8 ページのとおりである。

## 3 審議結果（審議の詳細は 10 ページから 25 ページを参照）

次表に記載の 12 事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

### 対象事業と府の対応方針（原案）（休止等の定義は 7 ページを参照）

事業名	府の対応方針（原案）
<b>【砂防事業】</b>	
① 鍋田川砂防事業 [(旧) 寺川右支溪砂防事業]	事業継続
② 古淵川第 2 支溪砂防事業	事業継続
③ 北川砂防事業	事業継続
④ 権現川砂防事業	事業継続

事業名	府の対応方針（原案）
<b>【砂防事業】</b>	
⑤ 奥山大谷砂防事業	事業継続
⑥ 津田川第1支溪砂防事業	事業継続
<b>【街路事業】</b>	
⑦ 都市計画道路十三高槻線（正雀工区）街路事業	事業継続
⑧ 都市計画道路池上下宮線街路事業	事業継続
⑨ 都市計画道路大阪岸和田南海線（府中工区）街路事業	事業継続
<b>【港湾事業】</b>	
⑩ 堺第7-3区共生の森整備事業	休止
⑪ 泉州港北港地区港湾整備事業	休止
<b>【公園事業】</b>	
⑫ 蜻蛉池公園整備事業	事業継続

※審議案件は、いずれも再評価または再々評価の対象事業

なお、各事業の審議における主な論点と今後の事業実施において改善・留意すべき事項は、以下のとおりである。

#### 【砂防事業6件（①～⑥）共通】

砂防事業の目的は、土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防施設を整備することであり、いずれも事業継続したいとの提案があった。

砂防事業6件は、事業に着手してから5年を経過した時点で、用地買収率が0%となっているが、6件とも、遅延要因である地籍混乱の解消や境界確定などの課題は今年度中に解消を図るという記載になっていたため状況を確認した。いずれも、平成25年度、26年度の2ヶ年の範囲内で、地籍混乱の解消や境界確定などの課題を解決し、用地買収を終えて、27年度には工事着手できる予定であるとの説明を受けた。また、用地買収率が同じ0%でも、事業により進捗状況は異なるため、具体的にどの程度進んでいるのか、土地の権利者数や交渉状況などについて数値的に示すことはできないか確認した。その結果、用地境界や相続人の確定等の調査が進んだ際に、権利者数が増減することもあり、不確定な要素が多分に含まれることなどから、数値的に示すことは困難であるとの説明を受けた。

また、費用便益比を算出する際の便益は、国土交通省のマニュアルに基づき、人口分布や家屋資産などを、事業を実施する箇所が属する各市町村の統計データや原単位を用いて一律に算出しており、事業箇所の実際の状況が反映されていないことが懸念される。今後、実際の事業箇所の状況を反映できるような評価方法についても検討されたい。

#### 【砂防事業6件（①～⑥）の共通事項以外の特筆すべき事項】

##### ① 鍋田川砂防事業〔(旧)寺川右支溪砂防事業〕

本事業について、以下の説明を受けた。

事業予定地の広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者や法務局等の関係機関との調整に日数を要していたが、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。また、用地の取得後は速やかに工事着手し、平成 30 年度までの完成を予定しているとのことであった。

## ② 古淵川第 2 支溪砂防事業

本事業について、以下の説明を受けた。

事業用地の取得に際して一部地権者（相続人・共有名義）の確認に日数を費やしていたが、今年度中に確認を完了し、境界の確定後速やかに取得を行う予定である。また、工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成 29 年度までの完成を予定しているとのことであった。

## ③ 北川砂防事業

本事業について、以下の説明を受けた。

事業予定地の広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者や法務局等の関係機関との調整に日数を費やしていたが、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。また、工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成 33 年度までの完成を予定しているとのことであった。

また、審議では、以下のことを確認した。

前回評価時も今回も工期を 9 年と設定しているが、本事業では砂防えん堤を 4 基整備する必要がある。そのため、1 基を整備する他の砂防事業と比べて地権者の数が多く、地籍混乱の解消にかかる時間が長くなり、それが工期に影響するのではないかという点を確認した。その結果、工事については、並行して進められる工程が多くあること、また、既に地籍混乱があることが確認されている 1 基以外の 3 基についても前倒しで地籍調査を進めることで、予定期間内に完了できるとの説明を受けた。

## ④ 権現川砂防事業

本事業について、以下の説明を受けた。

事業用地の取得に際して、事業予定地の権利者と隣接地権者の間の用地境界に関する主張が異なることから、境界の確定に日数を費やしていた。現時点で概ね合意が得られているため、今年度中に境界を確定し、用地取得を行う予定である。また、工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成 29 年度までの完成を予定しているとのことであった。

## ⑤ 奥山大谷砂防事業

本事業について、以下の説明を受けた。

事業予定地において、広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者や法務局等の関係機関との調整に日数を費やしていたが、今年度中に地

籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。また、工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成 29 年度までの完成を予定しているとのことであった。

#### ⑥ 津田川第 1 支溪砂防事業

本事業について、以下の説明を受けた。

事業用地の取得に際して、当該用地の地権者と一部隣接地権者の間の用地境界に関する主張が異なることから、用地境界の確定に日数を費やしていたが、現時点で概ね合意が得られているため、今年度中に用地境界を確定し、用地取得を行う予定である。また、工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成 29 年度までの完成を予定しているとのことであった。

### 【街路事業】

#### ⑦ 都市計画道路十三高槻線（正雀工区）街路事業

本事業について、以下の説明を受けた。

広域幹線道路ネットワークの強化と防災機能の強化を図るとともに、並走する現道の主要地方道大阪高槻京都線などの周辺道路の交通渋滞の緩和を図るため、バイパスを整備する事業であり、事業継続したいとの提案があった。

本事業は、効果を早期に発現するため、2 工区に分割して整備を進めている。遅延要因となっていた 1 期区間の用地買収は概ね終えていることから、引続き 2 期区間の用地買収を平成 26 年度を目途に集中的に進め、買収が完了した区間から順次工事に着手し、平成 32 年度までの完了を予定しているとのことであった。

#### ⑧ 都市計画道路池上下宮線街路事業

本事業について、以下の説明を受けた。

広域幹線道路ネットワーク及び地域交通ネットワークの強化と地域の防災機能の向上を図るため、バイパスを整備する事業であり、事業継続したいとの提案があった。

遅延要因となっていた地図訂正が完了したことから、平成 26 年度までに用地買収を終え、平成 28 年度に供用を図る予定であるとのことであった。

なお、本事業については、現地視察もあわせて行った。

#### ⑨ 都市計画道路大阪岸和田南海線（府中工区）街路事業

本事業について、以下の説明を受けた。

広域幹線道路ネットワーク及び防災機能の強化を図るとともに、並走する現道の主要地方道大阪和泉泉南線の狭隘区間の交通を分散し、歩行者等の交通安全の確保を図るため、バイパスを整備する事業であり、事業継続したいとの提案があった。

遅延要因となっていた用地境界確定と文化財調査は概ね完了していることから、平成 26 年度までに用地買収を終え、平成 28 年度に供用を図る予定であ

るとのことであった。

なお、本事業については、現地視察もあわせて行った。

## 【港湾事業】

### ⑩ 堺第7－3区共生の森整備事業

本事業について、以下の説明を受けた。

臨海部で失われた水と緑のネットワークの構築や生態系の回復などを図るため、廃棄物処分場跡地に大規模な森やビオトープ空間等を創出・再生する事業である。

本事業は、府の対応方針（原案）が休止とされているため、その理由と次の見直し時期を確認したところ、以下の説明を受けた。

平成 20 年度に策定された「財政再建プログラム（案）」において、港湾事業のうち津波高潮対策事業を重点的に整備することとしたため、休止としているが、津波高潮対策事業が概成する平成 29 年度を目途に事業計画の見直し及び事業再開について検討する予定であるとのことであった。

また、審議では、以下のことに留意するよう指摘した。

府の対応方針（原案）で休止することとしたことから、今回、費用便益比は算出していないが、前回評価時は、165.1 と過大ではないかと考えられる数値となっていた。そのため、次回評価時の費用便益比の算出にあたっては、採用する手法の妥当性や適用方法を十分吟味し、適切な評価が行われるよう検討されたい。

なお、本事業については、現地視察も合わせて行った。

### ⑪ 泉州港北港地区港湾整備事業

本事業について、以下の説明を受けた。

関西国際空港 2 期事業の展開に伴う旅客・貨物の増加への対応や、新しい輸送体系である『海空複合一貫輸送（SEA&AIR）』、および航空利用とクルージングとを組み合わせた『FLY&CRUISE』を実現するため、港湾を整備する事業である。

本事業は、府の対応方針（原案）が休止とされているため、その理由と次の見直し時期を確認したところ、以下の説明を受けた。

平成 20 年度に策定した「財政再建プログラム（案）」において、港湾事業のうち津波高潮対策事業を重点的に整備することとしたため休止しているが、津波高潮対策事業が概成する平成 29 年度を目途に事業計画の見直し及び事業再開について検討する予定であるとのことであった。

また、次回の見直しにあたっては、現在、関西国際空港の運営を行っている新関西国際空港株式会社が、今後運営権等を民間に売却する予定であり、新たに運営権を行使する民間事業者の経営判断を踏まえて航空輸送や海上輸送の需要を見極める必要があるとのことであった。

## 【公園事業】

### ⑫ 蜻蛉池公園整備事業

本事業について、以下の説明を受けた。

泉南地域のレクリエーション施設の拠点として位置づけ、都市周辺の自然環境を保全する重要な水と緑のオープンスペースとして整備する事業であり、事業継続したいとの提案があった。

今後の進捗見通しについては、事業認可区域の整備は、平成 29 年度に完了する予定であり、事業認可区域外については、平成 23 年度に策定した「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、見直していく予定であるとのことであった。

## 4 報告案件

京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業については、平成 20 年度に事前評価案件として審議を行った。その際、今後事業費が増加する場合には、その変動理由も含め事業採択前に報告することとなっていた。

本件については、以下の報告を受けた。

事前評価時点では、概略設計をもとに近隣の連続立体交差事業の実績等から事業費を算出していたが、用地・補償費の見直し、測量や土質調査に基づく設計の見直しや環境影響評価結果に基づく対策等を踏まえて再精査した結果、総事業費が 900 億円から 168 億円増額し 1,068 億円となったとのことであった。

事業費の増額の理由についても説明を受け、やむを得ないものと理解したが、多額の費用増となっていることから、今後とも、事業費の縮減に努められたい。

## 5 結び

今回の審議では、府の対応方針（原案）で休止とされている案件が 2 件あり、審議会としては、次回の実施判断時期及び理由を確認し審議を行った。

審議にあたり、費用便益比の算出根拠資料に記載誤りがあったとして修正された事業もあったが、当初から正確かつ十分な資料を提示するよう、強く要望する。

さらに、今回の審議案件の費用便益比については、全て国土交通省のマニュアルに基づき算出しているが、地域の状況が十分反映されていない事業や前回評価時の算出結果が過大になっていたのではないかと考えられる事業も見られた。今後、費用便益比の算出にあたっては、採用する手法の妥当性や適用方法を十分吟味するとともに、実際の事業箇所の状況を反映できるような評価方法等についても検討されたい。

あわせて、費用便益比については、採用している算定手法や前提条件、考え方等について当初からわかりやすい資料を作成し、説明されたい。



## 府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業継続	事業を継続するもの。
事業継続（一部休止）	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの。
事業継続（一部中止）	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの。
休 止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの。
中 止	事業を中止するもの。

## 建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府又は府が設立する地方独立行政法人（以下、府等という）が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が <b>10 億円以上</b> と見込まれるもの（ただし、事業内容等から代替案の検討が困難な事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位計画等の位置付け</li> <li>・ 優先度</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策</li> <li>・ 代替案との比較検討 など</li> </ul>
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費 1 億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業（ただし、(※) に該当する事業を除く）</p> <p>(1) 事業採択後又は着工準備採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後 <b>10 年間</b>を経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</p> <p>[事業計画又は総事業費の大幅な変更]</p> <p>① 事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合</p> <p>② 総事業費が 3 割以上（総事業費が <b>10 億円未満</b>の事業は 3 億円以上）増減する場合</p> <p>③ その他、事業計画を大きく変更する場合</p> <p>(4) 府等が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5 年）が経過している事業</p> <p>(※)</p> <p>1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業</p> <p>2) 評価時点における進捗率が高い事業のうち、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 用地買収率 <b>90%以上</b>（事業費ベース）で工事着手済みの事業</p> <p>(イ) 用地買収を伴わない事業で工事進捗率 <b>80%以上</b>（事業費ベース）の事業</p> <p>(ウ) 翌年度までに完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗状況</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策 など</li> </ul>

注) この基準は、平成 25 年度の評価対象事業のみ適用することとし、平成 26 年度以降は、(※) 1) と用地買収の有無に関わらず工事進捗率 80%以上の事業と翌年度までに完了予定の事業を審議対象から除外する。



事業別の審議概要  
再(再々)評価対象事業 12件

番号	区分	類型	事業名(所在地)・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用(受益比)	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
1	再評価	砂防	ナヘタカワサホウシキョウ 鍋田川砂防事業 テラカワミキシケイサホウシキョウ (旧称 寺川右支沢砂防事業) 〔大東市〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する。	砂防えん堤:1基 堤高:8.0m 堤長:42.0m 取水水路:260m	事業採択後5年未着工	H19	H30 (H24)	3.0億円 国:1.5億円 府:1.5億円	4.73 (5.12)	用地0% 工事0%	H18事前評価事業実施

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

〔砂防事業6件共通〕

- 砂防事業の費用受益分析の算定方法の考え方を教えていただきたい。費用受益分析マニュアルの改定に伴い受益が変わっているが、平成24年版のマニュアルと、平成12年版は、どこが違うのか。また、変動要因の「人口分布変化等による人的被害額の減少」とは何のことか教えていただきたい。
- ⇒ 受益の算出については、土石流等による被害が発生したと仮定したときに、直接被害額として、人家、事業所、田畑の農作物、公共施設として道路、鉄道、橋梁、官公署や、要援護施設のような公益施設、住んでいる方の人命等について計上している。また、国土交通省のマニュアルには、間接被害額として、例えば工場が被災したときの営業停止に関わる被害や、応急対策被害、土砂の撤去費用、被災された方の精神的な被害も計上することができることとしているが、国からの指標がないので府の評価では計上していない。すなわち直接被害額だけを計上している。被害額については、それぞれ原単位を用いて資産額を算出して、土石流が発生することによって生じる被害の率を乗じて計上している。例えば土砂や土石流を被った場合に家のどの程度が壊れるかといった被害率を設定している。マニュアルの基本的な考え方は平成24年度も12年度も一緒であるが、1件当たりの家屋の資産額や人命に関する考え方が少し変わってきている。また、過年度のマニュアルでは、例えば家が浸かったときの清掃費用などは見込まれていなかったが、今回のマニュアルについては、見込んでよいという考え方が追加されている。今回の算定にはそれは計上していない。
- 人的被害軽減額の算出方法については、今回対象にしている箇所、人が何人亡くなるかということ想定している。その方が何歳なのか分からないので、その市町村の人口統計の年齢層の分布に人数を当てはめて年齢別死者数を算出している。そして、その年齢別死者数の対象年齢の方が今後これ以降働いて生じる利益を算定して、それを被害額として積み上げている。今回は、事前の評価時点と比べて、年齢が高くなっていることにより、受益額が減少している。これが人口分布の変化による減少であり、全ての箇所での人的被害の変動が減少している。
- 完了予定時期が平成29年度までとなっている案件が多いが、進捗状況が異なるのに同じ時期でよいのか。このとおりであればいいし、このとおりは少し難しいという場合もそのまま出していたらどうか。そのバックデータとして、ここまで合意は進んでいる。あるいはここまで確定できている、それで地権者の意見は基本的にはこうだということもある。このあたりは交渉事なので何ともいえないが、めどを見て進めているということである。
- ⇒ 完了予定時期の設定について、少し目標になるところもあるが、基本的には我々が考えている事業期間で進めていけるものと思っている。交渉状況により、もう少しで懸案が解消できるようなところもあるし、その際には平成26年度まで用地買収ということを見込んで、少し用地の取得を前倒しにして工事の着手に入っていくような事業もある。
- 地籍混乱とか用地買収を前提として用地取得が進まないいろいろな事情に関してあまり違いがよく分からず、具体的にどの程度進んでいるか、用地についての所有者が何人いて、どれくらいまで話し合いがついているのか数値的に説明いただきたい。工事が遅れているのは何らかの用地の問題が関わっていることが多く、それが困難であるという方が多いと思う。そうすると必然的に受益は上がらなくなる。数値化については非常に大変なことなのか、お聞かせいただきたい。
- ⇒ 交渉事ということもあり、数値でお示しすることを一度検討してみたが、なかなか困難。用地の取得の前の段階の土地の整理ということでもつまづいている。取得率0%という状態が続いている中で、どれだけ関係人がいるかということの調査も行っているが、これについても増えたり減ったりということもあるので、なかなか率としてお示しすることが困難と判断し、今回数値としては控えさせていただいた。
- ◆ 承知した。きっと難しいことだと思う。そこまでの手間暇をかけてそこから出てくるメリットがそれほど大きくはないという気もする。
- 用地取得については数値で示すことは難しく、0%という数値になっていなくてもかなり数値が上がってくる0%とまだまだこれからの0%といろいろある。用地がどれくらい取得できたかという段階を示していても、そういうものがあるということで、なかなか程度的には難しいと思う。
- 地籍混乱の解消や相続の確認、境界の確定というようなことで幾つかの理由や、それによって難しいところで引っ掛かっているのか、比較的作業を積みあげ前に進むのかといったところが表せていると思うが、いかがか。何%までということは難しいが、最終的な用地取得に至るまでの幾つかのステップがあり、その第何段階目に来ているのか、そのような言い方はできないか。
- ⇒ 数値ではお示しすることが困難であったので、平成25年、26年の2カ年の準備期間で用地買収を終え、平成27年には全て工事に着手できるということを再度確認した上で、資料を作成させていただいた。
- 大阪の環境を担う森林部にあり、特記事項に環境への記述が「これら配慮する」というようなコメントだけで統一されているが、環境アセスメントはされているのか。されている場合であれば、どのような評価をされているのかも少し詳しく記載していただきたい。
- ⇒ 環境アセスメントについては対象外事業となっている。
- えん堤は皆重力式ダムのようなものであるが、ダム形式とか、景観にどうなのか、その辺りの資料をもう少し加えていただきたい。
- ⇒ 土石流の砂防えん堤は、不透透型と透過型の2つのタイプのいずれかを設置するが、流域の規模や地形、守るべきものをみて、総合的に判断している。景観に対する配慮であるが、基本的には山の中に設置するもので、なかなか人目につかないような場所が多いことから、特に配慮はしていない。
- 人口分布の変化について、これは砂防えん堤がつくられる地方公共団体の人口分布の変化を単純に転用しているだけか。
- ⇒ 砂防えん堤を設置する地域の市町村の人口統計を用いている。
- エリアを限定しているわけではないのか。国勢調査でも住民基本台帳でも、年齢が分かると思う。将来的に人が来る、出ていくというのは別として、おそらく、街の中心部の方が若い方が多いと思う。そうすると必然的に受益は上がらなくなる。道路や鉄道である性格が違うかもしれないが、砂防事業のように保全対象エリアが限定されているならば、マニュアルに書いてないかもしれないがその地区の対象者を想定した方が実態に合っていると思う。
- ⇒ ご指摘いただいた内容はよく理解できるが、国の算定基準に基づいて算出すると、このような結果になった。去年も、家の面積が平均の家の延べ床面積が増えることによって利益が増えているという説明をしたときに、家の大きさが変わるわけではないというご意見もいただいた。ご指摘いただいているように対象をどこまで設定すればいいかという考え方はあると思う。
- 公共事業の評価一般について言えることだと思うが、国の補助が入れば当然のことながら国のマニュアル、算定基準に基づいて評価をする。それで、その上に載せて補助等が決まってくるということになる。なおさら同じ競争条件でやらないといけないということも一方よく分かる。他方で説明責任という観点であるが、これは同種の事業だと繰り返して同じ論点が出てくると思うが実態と合っているのか。この事業の特殊性なりこの地域の特殊性なりを踏まえての議論ということに十分になっているのか。都市部であれば、先ほどの道路のような事業なら、非常に幅広い利用者を対象としていることになるので、ルールに基づいた計算ということでもいいと思うが、例えば中山間地域において砂防えん堤等の事業を実施する場合には地域特性が前面に出てくることにはならないのか。
- ⇒ 危険な箇所はたくさんあるが、我々は今後30年くらいの間に、対策をすべき箇所の絞り込みの作業を行っている。その評価の中には、年齢別ということまでは反映できていないが、地域の特性を見て、最初に優先すべき箇所のランク付けをしていこうと思っているので、その評価も次以降説明できるように工夫したいと思う。
- B/Cを求める際、マニュアルに沿っているとはいえ、結局、地域全体の人口分布に全部依存している。実際に守る資産とは、絶対にずれが生じているので、審議会の意見として、今後、そのような改善が可能ならばいただきたい。
- ◆ 単に原単位の評価の仕方がそうなるだけだと思う。要するに、母数がそうなるのではなく、1軒に住んでおられる方の平均的な余命がどれくらいあるかというのを計算するだけのこと、そのように深刻なことではないと思う。マニュアルについても、多分、この方法しか駄目と、多くの場合、書いていないはずである。自由度があり、考えられる中でこの手法を選択したという話だと思う。その辺りのことを説明してもらった方がいいのではないかなと思う。だから、国土交通省に見直す働きかけをするというものではない気がするし、大阪府で少し工夫する余地もあると思う。

※年度、事業費、費用(受益比)、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 当該事業地において、広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者・関係機関(法務局)等との調整に日数を費やしていたが、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。
- ・ 用地の取得後は速やかに工事着手し、平成30年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界確定及び取得する予定であり、取得後速やかに工事着手し、平成30年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。
- 以上のことから、事業を継続する。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 工事期間が当初予定でも5年であるが、今回の変更でも5年である。地籍混乱等の話があるが、この長さは変えなくても良いというのは、今年度中に工事に入るような準備が済んで、それで工事を4年間かけるから5年で済むということか。もしくは、もう少し時間はかかるかもしれないが、着工したらもっと早期に供用できるように見込みなのか、教えていただきたい。
- ⇒ 事業に関して、概ね了解いただいているということ、土地等の混乱の整理については概ねできているということで、目標としては今年度中にその課題を解消して、あとは速やかに工事の発注あるいは工事の施工内容を工夫するなどして、目標期間内に完了したいということであるので、期間は延びていない。
- それであれば、早く終わるのではないと思う。言い方を変えたら、当初は、平成19年度のときには、全くそのような地籍の混乱等は予見されていなかったのか。あるいは、そこについての整理は1年間でできるという見込みだったのか。だから1年間はそれで同じようにかけるとして、あと4年間でちょうど工事が終わるということか。それであるならば良い。
- ⇒ 事業当初の段階では、このような混乱は把握できていなかったことは確かである。一方、他の順調に進んでいるところというのは、やはり流域面積などからしても、1年程度でその問題が解消できている。今回についてもその問題を解決する予定であるので、工事期間についてはその程度で完了すると見込んでいる。
- 現時点で、事実上まだ用地、工事等で0%ということであるが、この工事が止まっていた原因については、ほぼ完全に解消できたという状況なのか。
- ⇒ ほぼ了解はいただいている。
- 鍋田川の調査費は0.4億円であり、それはすでに使い切っているように見える。「地籍混乱等に日数を要していたが…」とあるが、まだ解消を図るために様々なことをしなければいけないように見える。それには、コストはかかるのか。あるいは、かかるとしたらどのようにして捻出する予定なのか。コストの追加は必要なのか。
- ⇒ 他事業も同様であるが、現在までに支出した額は、構造物の設計、地形を把握するための詳細な測量、地質調査の費用が大半である。今後は、整理するために若干の費用の支出を伴うが、その辺りは工事内容の見直し等で工夫していけると、現状では認識している。
- 地籍混乱の解消には、費用はあまりかからないということか。
- ⇒ 整理するためには、登記に係る費用などがあり、別途測量の費用が生じる。ただ、現状までに支出した内容が、法務局調査やその土地の境界確認は、地籍混乱が生じていても、生じていなくても、同じ費用が掛かるので、特段その調査費用が増えるというようなものではない。
- 要するに、山の場合に地籍混乱を多少解消するのにお金がかかるとしても、ここで出ている4,000万などという通常の設計にかかるコストに比べると、4分の1か半分かわからないけれども、同じぐらいの金額がかかるようなことはないのか。
- ⇒ そのとおり。その辺りは「法務局と調整」と書いているが、山間部の場合、地籍混乱を解消しようとすると、かなり広範囲の地籍の混乱を整理するという宿題が法務局から投げかけられる。そうすると、費用が非常にかかるので、その範囲についての交渉に時間を費やしていた。
- このような事業の場合、地籍混乱が新たに見つかったのだから、そのことによって、事業費が余分にかかるような事業になったのではないのか。そうだとしたら、その分を見込んだほうが適切だと思うので、竣工するまでには、この工事費の内訳は変化するのではないのか。
- ⇒ 確かに、工事完了までには工事費の変動は当然生じる。ただ、地籍混乱を解消する費用は今後の工事発注の内容などで吸収できる額であると思う。
- 額としてはそれほど大きくないということか。
- ⇒ そのとおり。
- 地籍混乱については、他のところにも書いてあるが、砂防えん堤等の事業は、事前に確認することがやはり難しいものなのか。これは、事業を始めてから発見されるもので、そもそも事業の中にそのことまで含めて、計画をされているという種類のものなのか。
- ⇒ 事業着手して用地買収をするために、土地所有者に現地に来ていただき、法務局の登記されている資料と一致しているか確認する段階で初めてわかるので、事業着手前に認識するのは非常に難しい問題である。
- 事前の評価とか、調査などでわからないということか。いざ本格的に事業着手するときにならないと、やはりこれは全くわからないものなのか。
- ⇒ 公共事業などを近年実施したところであれば、そのような情報は入手できているが、大阪府の砂防事業の場合、近隣地で公共事業をしていない所が大半であるので、着手段階ではわかりづらい。
- 公共事業から切り離すことは難しいか。このためその事業に着手できないということになって、費用等がかかっていく。その分は大阪府民の税金がかかるという構造になっているので、その部分だけ、地籍の予備的な調査が何かで確認をするということできないのか。地籍混乱については、事業を実施する中でしかできないものなのか。
- ⇒ 山間部なので、法務局に備え付けられている図面だけではない場合もある。ただ、この評価でご審議いただいている案件というのは、やはり解消がなかなか図られていないという状況がある。すべてがそうではないが、1年ないしはそれ以下でも、地籍混乱の解消を図れて、用地買収に着手できるようなところも事業としては多々ある。事前にこの場所で土石流対策をするという前提で、予備的にそのえん堤を設置する位置の選定や計画はできるが、土地がどうなっているかということも調査して、それをもって事前の評価をするというものではない。そのため、切り離しができるかどうかということになると、できないと思う。
- 行政の合理性もあると思うので、このやり方が合理的だということであればそれで良いと思う。要するに、ここに上がってくるものは地籍が混乱しているものがやはり多くなってしまふ。だから、資料に地籍の混乱が並んでいるのは、その部分が再評価でこうして上がってきて、審査してもらおうというも折り込んで考えなければいけない部分であるということか。
- ⇒ そのとおり。
- ◆ 地籍混乱に関しては、確かに道路局だったと思うが、地籍混乱の解消というプロジェクトをやらなければいけないという議論を言う人がたくさんいる。そうであるなら、この砂防事業だけが、そのようなものは全く考えなくても大丈夫だという話ではないし、他の事業でもそうだと思う。インフラとして、地籍の確定というのを別途考えるというのはあると思うが、それを、公費を使って工事もしないとは何だという議論が必ず出るので、できないところだと思う。しかし、それが明らかになった段階で、工事費の中で経費がかかることや、時間が延びることもわかっているから、そういったことがなぜ実際上の費用の見積もりや工事期間の変化とくに反映されないのか。このような地籍の混乱が見つかった場合には、もちろん努力によって違うが、工期は平均的に見てこのくらい延びそうであるとか、予定どおりいきそうにないといったところが反映されるといいと思う。
- 案件ごとに説明されれば良いことだと思うが、地籍等の混乱状況とか、あるいは地権者との交渉の状況等により、調査費用その他が追加的に必要になる場合は、追加されれば当然良いと思う。それから時間が早くなったり遅くなったりしても良いと思う。
- 今の地籍に関して、行政が森林整備計画で地籍を整理していくような事業は、大阪府では行っていないのか。行っているのであれば、農林水産と建設関係の連携が図れれば、もっとスムーズにいったという気がするが、いかがか。
- ⇒ 大阪府独自の制度というわけではないが、森林の所有者に間伐などしていただき、その土地の整備を併せて行っているのは認識しているが、大阪府での程度推進しているかは、把握できていない。ただ、各事業の事業主体が異なっている、各事業者が対象となる土地の地籍を調査・整理し登記を行うので、その連携が取れていないからこの砂防事業が長期化している、あるいは地籍混乱の確認ができていないというわけではない。
- 実際、他事業で整理されたら、それを使えるということか。
- ⇒ そのとおり。
- 地権者が何人で何人ぐらゐまでが確認済みであるのか。
- ⇒ 18名程度で、現地の立会者が14名。
- あと5名ぐらいの地権者が残っているが、今年度中ぐらいで見込みが立つという考えなのか。
- ⇒ 地図の訂正という作業が出てくるので、細部については、また法務局との調整がある。法務局から指摘されている範囲については、概ね立会いができています。そのような意味では人数という定義もあるが、作業範囲的に概ねどどが立っているということで、今年度とさせていただきます。
- 人口分布が北川砂防事業と同じになっているのはなぜか。
- ⇒ 鍋田川(大東市)の人口分布に誤りがあったため訂正した。鍋田川においても他の砂防事業と同様、人口分布に高齢化が認められ、便益の減少につながっており、事業投資効果の変動要因は人口分布の変化であることを確認した。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
2	再評価	砂防事業	コブチカワダイ2シカイサホウジギョウ 古淵川第2支溪砂防事業 〔貝塚市〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高: 11.0m 堤長: 46.0m	事業採択後 5年未着工	H19	H29 (H23)	2.0億円 国:1.0億円 府:1.0億円	5.47 (5.88)	用地0% 工事0%	H18事前評価 事業実施
3	再評価	砂防事業	キタカワサホウジギョウ 北川砂防事業 〔能勢町〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:4基 ○第Ⅰ期 1基 堤高:7.5m、堤長:66.5m ○第Ⅱ期 1基 堤高:10.0m、堤長43.0m ○第Ⅲ-1期 1基 堤高:13.0m、堤長:37.0m ○第Ⅲ-2期 1基 堤高:12.5m、堤長:38.0m	事業採択後 5年未着工	H21	H33 (H29)	8.4億円 国:4.2億円 府:4.2億円	2.20 (2.30)	用地0% 工事0%	H20事前評価 事業実施

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。



審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業用地の取得に際して一部地権者(相続人・共有名義)の確認に日数を費やしていたが、今年度中に完了し、境界の確定後速やかに取得を行う予定である。
- ・ 工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成29年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については、今年度中に地権者確認を終え、境界の確定後速やかに取得する予定であり、工事についても地権者の理解が得られていることから、平成29年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 織物工場に勤めている人の人命は考えているのか、それとも住んでいる人だけなのか。
  - ⇒ 工場の生産物は被害額として計上しているが、勤務者までは含んでいない。
- 事業が遅れた要因が、地権者の確認に日数を費やしていたということだが、先ほどの1番同様今年中に完了すると、非常にうまくいっている感じがするが、今年中に完了するという見込みは、どのような理由からか。
  - ⇒ 事業が長期化していた理由としては、相続が発生している地権者が存在したこと、池があったことである。池は昔からの共有名義で所有されているが、その辺りの整理がようやくめどが立ってきた。あと数人の相続人だけを確定すればできるという状況までできたので、今年度とした。
- これは、結局先ほどの地籍混乱に関しても5年かかっているということであったと思うが、どのような手続きで5年ほどかかっているかお話をいただきたい。
  - ⇒ まず、境界を確定する範囲を、地形図を見て選定する。その後、法務局に備え付けの公図に示された地番の所有者の登記簿を入手し、その登記名義人の方々に現地で立会いを依頼する。そこでその方が存在しなかったら、相続が発生していたり、あるいはその地図の形が合わないので、先ほどの地籍混乱という形で問題が発生する。相続が発生すれば、遺産分割の協議書などがあれば速やかに次の協議相手が見つかるが、そのようなものがなければ、相続人の方一人一人に事業を説明して、ご理解いただいて現地立会いをいただくという手続きが生じるので、どうしてもこの1年では収まりきれないケースが出てくる。この古淵川では人数が多かったため、5年程度かかっているという状況である。
- 5年程度かかって、今年中に完了するという見込みが立ったというのは、合意がほぼ取れたということであるが、例えば訴訟をしたとか、あるいは筆界特定制度のような、何か法的な手続きを取ったというわけではないのか。
  - ⇒ それらの法的な手続きを取らずに、今まで事業を進めてきた。
- 合意が取れる見込みが、ちょうど今年ついてきたということか。
  - ⇒ そのとおり。境界に関してもめていて、例えば境界確定訴訟をしたとか、法務局の筆界特定制度を利用したなどというわけではなく、通常の事業を進める中で、5年かかってようやく、めどが立ってきたという状況である。
- 前のケースとこのケースというのは、関係した地権者の人数などは大分違いがあるのか。
  - ⇒ 人数は、6事業全て異なる。お一人で大きな土地を所有されている方もいれば、土地を分筆して所有されているケースもある。
- 古淵川については、境界を確認いただく人数は22名。ただしその中に、相続が発生している土地もあるため、契約書に押印していただく方はもう少し多くなる。
  - 名義人22名のうち、今日までに名義の確認等ができていないのは、何人ぐらいなのか。
    - ⇒ 22名中16名は、境界が確認できている。
- 5年かかって、16名で、あと6名ほど、相続人を含めればもともと多数の関係人が出てきているのだと思うが、もともと6人の名義である土地に関して、すべて名義の確認は今年中にできるという見通しか。
  - ⇒ そのとおり。ため池の共有名義人という、一番大きな課題が解消できたので、めどが立ったという意味で、今年度中という目標を立てている。
- では、あとの6名というのは、そのため池の関係の方たちということか。ため池とは全く無関係で、これまで保留になっていたという方か。
  - ⇒ ため池以外の方である。どこに重点的に作業を進めるかという中で、ため池に力を注いでいた。
- 地権者、あるいは相続をめぐって、相当利害関係も変わるし、時間もかかるというのは想像がつくので、たまたまうまくいって、今年度中にめどが立ち、5年後に工事が完了するという見込みがそううまく立つのかなというのが素朴な疑問である。少し見込みが緩い気がする。
  - ⇒ 実際に残っている作業量を踏まえ、それを見込んだ計画を立ててこの調書を提出させていただいている。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 当該事業地において、広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者・関係機関(法務局)等との調整に日数を費やしていたが、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。
- ・ 工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成33年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本渓流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界確定及び取得する予定であり、工事についても地権者の理解が得られていることから、平成33年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 3期分全部がこの期間でできるということか。砂防えん堤は、4基作られるということか。先ほどまで説明された他の砂防事業の4つ分ぐらいのイメージだと思う。前回評価時は9年かかるとし、今回も工事を全く何もしていない状況で9年かかり平成33年度完成となっている。
  - ⇒ こちらについては、谷出口が広くて、進入路を一つ作れば、合計4基の砂防えん堤、平行して作業ができる工程が多くある。その点、単純に掛ける4という工程にしていない。
- 地権者の数などが、非常に多くなったりしないのか。地籍混乱の解消を図るにあたって、他に3基あることによって、関係者の数が他の1基のところと比べて大幅に多いのであれば、その解消にかかる時間も余分にかかるのではないのか。
  - ⇒ 現在1基目の砂防えん堤を設置する際に、地籍混乱が確認できているので、引き続き残りの3基分についても調査を前倒して進めていき、工事はそれぞれの工事に対して影響はないので、予定期間内に完了できるものと考えている。
- 例えば1基だけ早くできて、あとの3基ができないままに何年も経ってしまうということは考えられる。4基できるのがわかって、それで初めて着工されるのか。
  - ⇒ 進捗は、土砂整備率という形で表している。100%で行うのが理想であるが、渓流の形状によっては100%ではない部分もある。そのような観点から、1基でも着手ができるようになるのであれば、その時点から工事の着手に入っていきたいと考えている。
- そうすると、全体の工期が延びていくと思う。工期が延びると、それによって、建設費が上がるのがよくあると思うが、そのような可能性があるのではないのか。
  - ⇒ そのとおり。
- 先ほどの2事業の保全対象家屋の数は、最初が31戸で、次が24戸。本事業は11戸しかないが、便益が一番大きい。おそらく、小学校、国道などについて記載されているので、それが影響していると思うが、大まかなところだけでも、少し教えていただきたい。
  - ⇒ 評価する便益の内訳には、人家、通常の家屋、田畑以外に、公共公益施設が含まれる。国道や規格の高い大阪府道、災害時要援護施設などについては便益として非常に高い原単位を持っている。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
4	再評価	砂防事業	ゴンケンカワサハウジキョウ 権現川砂防事業 〔四條畷市〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:10.0m 堤長:40.1m	事業採択後 5年未着工	H21	H29 (H25)	2.2億円 国:1.1億円 府:1.1億円	2.63 (2.83)	用地0% 工事0%	H20事前評価 事業実施
5	再評価	砂防事業	オクヤマオオタニサハウジキョウ 奥山大谷砂防事業 〔柏原市〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:14.5m 堤長:55.0m	事業採択後 5年未着工	H21	H29 (H25)	2.2億円 国:1.1億円 府:1.1億円	2.64 (2.82)	用地0% 工事0%	H20事前評価 事業実施

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下端( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。



審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

・ 事業用地の取得に際して、権利者(占有者)と隣接地権者の民々用地境界に関する主張が異なることから、用地境界の確定に日数を費やしていたが、現時点で概ね合意が得られているため、今年度中に用地境界を確定し、用地取得を行う予定である。  
 ・ 工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成29年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

・ 本渓流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

・ 用地については、今年度中に境界を確定し、取得する予定であり、工事についても地権者の理解が得られていることから、平成29年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。  
 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 砂防の場合は、どのぐらいの確率で進めるとか、そういった概念があるのか。  
 ⇒ 降雨確率は100分の1。  
 ○ 100分の1の雨に対してだけ計算するということになるのか。  
 ⇒ 100分の1の他、20分の1、10分の1の3段階の降雨確率を用いて計算する。  
 ◆ 確率が非常に低いような場合であれば、ここに5億と出ている数字は、実は非常に大きい数字をこの災害時要援護者施設に対して考えていることになるかどうかの目安になると思ってお聞きした。  
 ○ B/CのBは、前回評価時は6.2で、今回は5.81である。ここは災害時要援護者施設1件だけだとこんなに変わるのか、教えていただきたい。  
 ⇒ 建物の額はほとんどないが、そこに含まれる死者の数を普通の家屋と一緒に1戸当たり3人としてカウントしているため、年齢が高くなったという統計によって人口分布の変化があり、人的被害の額が変動した。  
 ○ 参考までに、この施設はどれぐらい前にできたものなのか。もちろん建築確認許可が下りているから建っていると思うが、正直この1軒を守るために膨大なお金が動いてしまうのは、とてもつらい気がする。  
 公共施設の開発申請はどのような形でチェックされているか。あるいはそこに、砂防とか、土石流の危険性などというのは、どのような形で反映されるようになっていくか併せて教えていただきたい。  
 ⇒ 平成13年に、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)という法律が施行された。土砂災害の危険のある箇所については、土砂災害特別警戒区域ないしは土砂災害警戒区域という区域の指定を行って、広く住民、大阪府民にリスクの共有と開示をする。それとこの法律のもう一つの肝は、こういった開発の抑制というのが含まれている。今はまだ大阪府内すべての渓流だけについて、その区域指定が終わったわけではないが、順次調査、指定をしているところである。そのような指定がかかったところについては、一定の新規開発ないしは建物の構造規制というものがかかるようになっていく。  
 ○ ということは、それよりも前にこれは建っていた建物だということか。  
 ⇒ そのように想定される。  
 ○ 当事者間の主張が異なっていることの確認が成されたという状態で、まだ用地買収に至るのに時間がかかりそうな感じがするが、いかがか。  
 ⇒ 土地所有者にはご了承いただいている。他と違い占有者、表面を実際に利用されている方が存在し、その方が土地所有者と異なる意見をお持ちであるという状況であるので、関係者の土地所有者などからの説得を引き続き試みることで、時期としてはそれほど長くはかからないと思っている。

【視点1:事業の必要性】

・ 当該渓流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

・ 当該事業地において、広範囲に地籍が混乱していることが確認されたため、地権者・関係機関(法務局)等との調整に日数を費やしていたが、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界の確定及び用地取得を行う予定である。  
 ・ 工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成29年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

・ 本渓流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

・ 用地については、今年度中に地籍混乱の解消を図り、順次境界確定及び取得する予定であり、工事についても地権者の理解が得られていることから、平成29年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。  
 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 評価調書の[地元等との協力体制]に、「砂防事業の必要性について認識されており、事業に対する協力を得ている」とあるが、主体は誰なのか。その前だと、市から町からの要望などと書かれている。住民ということなのか。人家がないと書いてあるように見える。  
 ⇒ [地元の協力体制]について、地元市である柏原市から要望が出ている。この界限には保全対象には人家はないが、周辺の工事に着手することについての自治会などからの了解という意味である。  
 ○ ここは、大阪教育大学の最寄り駅(大阪教育大前駅)で、大学が移転したときに、22、23年前に新設された駅で、周りに人家がない。病院が3年ぐらい前にリニューアルされ、新築になっている。奥の老人ホームは、古いままである。駅がかかっているようであるが、そこに例えば土石流などがあると、近鉄大阪線がストップしてしまうということになるが、それも便益の中に入っているのか。  
 ⇒ 病院と駅の間に、一級河川の原川があり、そこで土石流が止まるようになっていっているので、便益の中にはその鉄道施設というのはいっていない。  
 ○ 実際上はその辺りまで土石流がきたら、線路上に土がかぶらなくても非常に間近までいくと電車が止まると思う。  
 ⇒ 土石流の直接的影響というのはないかもしれないが、その土砂流的なものが、万が一河川に堆積した場合は、二次的な面で被害が生じてくるかもしれないが、今回の便益を計算する中では、土石流としての氾濫域を考慮しているので、鉄道施設は入っていない。  
 ○ その病院がなぜ新しくできたのか。開発許可物件ではないのか。  
 ⇒ 新しく土砂災害防止法に基づく調査がされて、強い影響力のある特別警戒区域という区域の指定後であれば、建替えに関する規制がかかってくる。こちらに関しては、まだ土砂災害防止法に基づく調査ができていないということ。それと、調査結果が出た後でも、谷出口から一定離れているので、その特別警戒区域という立地規制がかかるかといわれたら、非常にきわどい所に病院はある。  
 ○ この写真でそう見えるのかもしれないが、谷深い、どこから土石流が落ちてくるかによって違ってくると思うが、老人ホーム、病院、線路も、それほどいつも安全なようには見えない。大丈夫かもしれないが、このようところが、指定が遅れていけば、別に何をしても大丈夫というような形に今なっているのか。言い方を変えると、指定されていけば、別に良い。これは、市町村の開発委員会が決めるものなので、大阪府から直接どうこうということはできないから、実際そのようなことが起きると思う。そうすると、どうしてもそれは急いで指定してもらわなければいけない。ここに緊急性が高いと思う。なぜこれほど時間がかかったのか。他の所よりここを優先しなければならない理由があるのかどうかはわからないが、多分、ここでの再開発が、病院の再構築ができたのは、普通に考えればここに砂防えん堤を作ってくれるという約束があるからだと、市の開発委員会は判断したのではなかろうかと思う。そうするとこれはやはり、急いでしてあげないと、向こうも困るだろうし、今度は逆にこの場でだめだといってしまおうと、大変なことになってしまう気もするの、これは緊急性が高いだろうと思う。ただ少し逆の言い方をすると、危険性がそれほど高くないと、事業を実施しないでおける所かどうか、もう少し併せて地域への説明もあったほうがいいかと思う。えん堤ができるまでの間に何か起きる可能性もあるから、非常に気にはなるところだと思う。少しその辺りのところはご検討いただけたらと思う。  
 ⇒ すでに建てられているものに対しては、なかなか厳しいものがあるが、昨年度、「今後の土砂災害対策の進め方」という検討委員会での提言をもって、大阪府の方針を決めていくことを、説明させていただいた。第1番目に区域指定を最優先でやっていこうということ、今年度に関しては、災害時要援護者施設を含むような地区について、今年度中にすべて大阪府内の地区指定を終わらせていこうと考えている。また、開発見込みがあるような場所についても、今後3年ですべての地区指定を目指していこうと考えているところである。既存の土石流危険渓流の中で、土砂災害防止法の区域指定ができる前のものについて開発申請があった場合に、それを一定規制できるかどうかということになると、現状では非常に厳しいところもあるの、その区域指定を最優先にしていきたいと考えている。  
 ⇒ 平成13年4月に施行された土砂災害防止法では、危険箇所を区域指定し、警戒避難体制の早期整備と新規開発抑制という二つの目的があり、大阪府では、平成17年度からこの区域指定を行い、開発を抑制している。  
 確認すると、既存建築物は法律施行前に建てられた建築物ということもあり、今後は区域指定を早期に行い、危険な箇所が開発を行えないように進めていきたいと考えている。  
 ○ かなり当事者間の主張が異なっていることの確認が成されたという状態で、まだ用地買収に至るのに時間がかかりそうな感じがするが、いかがか。  
 ⇒ 別事業で周辺での境界を確認する作業を行っていたので、境界確認の処理方法などを準用することによって、この期間でできるという認識である。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
6	再評価	砂防事業	ツダガワダイシケイサボウシキョウ 津田川第1支溪砂防事業 〔岸和田市〕  土石流の発生による災害から、府民の生命・財産を保護するため、砂防えん堤を整備する	砂防えん堤:1基 堤高:13.5m 堤幅:55.0m	事業採択後 5年未着工	H21	H29 (H25)	1.8億円 国:0.9億円 府:0.9億円	2.17 (2.36)	用地0% 工事0%	H20事前評価 事業実施
7	再々評価	街路事業	ドンケイカクトウロジユウタカツキセン(ショウジャクコク)カイロシキョウ 都市計画道路十三高槻線(正雀工区)街路事業 〔摂津市・吹田市〕  広域幹線道路ネットワークの強化と防災機能の強化を図るとともに、並走する現道の主要地方道大阪高槻京都線などの周辺道路の交通渋滞の緩和を図るため、バイパスを整備する	道路築造 事業延長:1.3km 道路幅員:20~45m (2~6車線、両側自歩道)	再評価後 5年経過	H11	H32 (H28)	256億円 国:141億円 府:115億円	1.25 (2.88)	用地79% (68%) 工事27% (2%)	H20再評価 事業継続  (事業費を算定する際には、現場特性を反映して精度の高い積算を行うべきであり、他事業者との協議など変動要因がある場合には、それを的確に把握・管理すべきである。また、当初の算定後、事業費が大幅に増加することが判明した場合は、速やかに本委員会へ報告し、必要に応じ再評価を行うことを徹底するよう強く求める。)

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

- ・ 当該溪流の氾濫区域内に存する人家・道路などの保全対象施設を未然に土石流から守る手法として、砂防えん堤の整備は必要不可欠である。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業用地の取得に際して一部隣接地権者の民々用地境界に関する主張が異なることから、用地境界の確定に日数を費やしていたが、現時点で概ね合意が得られているため、今年度中に用地境界を確定し、用地取得を行う予定である。
- ・ 工事施工については、地権者の理解が得られていることから、平成29年度までの完成を予定している。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本溪流において未然に土石流の被害を防ぐためには、砂防えん堤による対策以外に無い。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 用地については、今年度中に境界を確定し、取得する予定であり、工事についても地権者の理解が得られていることから、平成29年度までに完了する見込みである。また、事業の必要性については変化がなく、代替案立案の余地はない。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- [変動要因の分析]で、人家が2戸で、「人口分布変化等による人的被害の検証」と書かれているのが少し不自然だと思う。また、[事業効果の定性的分析]の[効果項目]において、受益者が被害想定区域内住民で、その安全性が飛躍的に向上するということで、2戸が変わっていないのに、これでいいのかと不自然に思う。
- ⇒ 建物の額の変動はほとんどないが、そこに含まれる死者の数を普通の家屋と一緒に1戸当たり3人としてカウントしているため、年齢が高くなったという統計によって人口分布の変化があり、人的被害の額が変動した。
- 1軒あたり8千万円かかるが、移転してもらったらもっと安いのではないかという議論はあると思う。再評価するときに、1つの案だけで議論しているが、代替的なやり方のほうが安かったりしないかという気はするが、いかがか。
- ⇒ 保全対象に、公民館や消防団屯所も含まれているので、その辺りを保全するという目的もある。今回、直接的な保全対象としては、人家2戸だが、この辺りは集落が点在しており、その防災上、地域コミュニティ上の拠点として、公民館と消防団屯所があるので、この箇所を直接保全する以外に代替案はないと判断している。
- つまり、他にもいろいろ家があって、そこも危ないところがあるが、雨が降ったり、土石流の危険が迫ったときは、ここの上に砂防ダムを作っておいて、安全になった公民館などに避難してきなさいと。そのようなことができるようにするということが。
- ⇒ そのとおり。この道路沿いには、点々とした集落が幾つもあり、その辺りにも土石流危険溪流がある。ただ、その地域を代表して、ここを事業箇所として選定したのは、そのような意味からである。
- 公民館が避難場所になっているということで、主な災害で考えられるのは土砂災害だけだと思う。これは事業の範囲を超えた話になるかと思うが、ここで何か災害が起こると、避難場所が、一番危ないところにある公民館というのは、やはりどうかと思う。危ないときに、危ないところに逃げ込むことになっている。岸和田市側の計画がそもそもどうかと思うが、その辺りはどのようにされているのか。
- ⇒ 周りにそういった場所がない場合、砂防担当だけでは、危機管理部と話をする。その中でも、山間部の集落を抱える市町村すべての意見として、土砂災害の危険がある箇所には指定避難所が設定できないという問題もあり、大きな議論になっているのは間違いない。ただ、とりあえず一時避難所として、特にこのような場所であるから、高齢の方が多いと思うので、徒歩で簡単に行けるような場所であると、どうしてもそうならざるを得ないような部分もある。現状では、指定避難所はこのような場所では設定できないことが多い。
- 公民館とか消防団とか、危険が起きたときに逃げ込んだり、あるいはその救助に出て行ってもらわなければいけないところが一番危ない所に建っていることについて、代替案の話であるが、大阪府側から、指導までいけるのかどうかかわからないが、助言等々の権限とか、あるいはそのようなことをアドバイスしてあげるということではできないのかと思った。
- 代替案について可能な範囲で検討されているとは思いますが、それ以外の合理的な理由が何かあるのであれば、説明していただきたい。
- ⇒ 山間部に存在する避難所であるため、次に近い避難所まではかなりの距離があるということや、この付近にはここ以外にも住民が住んでおられるので、土石流対策を実施することにより、他の災害に対する避難所としても効果を発揮できる。逆に言えば土石流対策を施せば、避難所として有効に機能できるので、代替え施設をわざわざ設定するものではないと考えている。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 本事業区間と本路線の他区間で事業中の吹田市寿町工区(0.7km)の整備により、国道170号から大阪市境界の全線を開通し、広域的な幹線道路ネットワーク機能の強化と防災機能の強化を図る。
- ・ 並走する現道の主要地方道大阪高槻京都線の渋滞緩和を図る。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 早期に事業効果を発現するため、2工区に分割して整備を進めている。
- ・ 1期区間は、未買収は1件で用地進捗率は99%、工事進捗率も80%と進捗していることから、平成25年度末に本線を供用し、平成26年度末に完了する予定である。
- ・ 2期区間は、用地は1期区間が概ね終了したことから平成26年度末を目途に集中的に取得を進め、用地買収が完了した区間から順次工事着手し、平成32年度に完了する予定である。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪高槻京都線の渋滞緩和などの必要性については変化がない。
  - ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。
  - ・ 今後、1期区間は平成25年度末の本線供用後、平成26年度末に完了し、2期区間を集中的に取り組むことにより平成32年度に完了する予定である。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 5年間供用が遅れる主たる理由は、評価調書の13ページを見ると用地買収の難航と書いてあるが、文字どおり理解してよいか。
- ⇒ はい。1期区間については、かなり住居が密集しており、用地買収の件数が非常に多かったため時間がかかっていた。2期区間については、かなり広い区画の土地が隣接しているため、件数としては非常に少なくなっている。そのようなことから当初5年ほど用地買収に時間を要したが、今後は積極的に用地買収をして事業を進めていきたいと考えている。
- 1期区間は99%だからほぼ終わっているが、2期区間を見ると22%で8割方用地取得していないということである。それであと7年で供用しなくては行けないが、地主の数は実際そんなに違うのか。
- ⇒ 資料で広いグラウンドが分かるかと思うが、非常に買収面積が多く、これを1件買えるともほぼ8割方の用地が取得できるということになる。工事と並行しながらできるということで、現在用地買収の交渉を積極的に進めている状況である。
- 依然として2割というのは、まだ難しいということでは。
- ⇒ 現段階では2割程度ということであるが、このグラウンド自体が2期区間の後残りの買収の約半分であり、グラウンドさえ買えると1部区間の工事に着手できるので、用地買収と工事を併せながら目標年次までに仕上げていきたいと考えている。
- 供用目標は、当初予定から15年遅れているが、その理由はほとんど用地買収が原因か。
- ⇒ この十三高槻線の事業は非常に大きな事業費がかかっており、その事業費を確保することも頑張ってきてきたという状況もあった。一方では、密集した住居の買収を一生懸命やっていたが、なかなか協力をいただくのに時間がかかったということである。今後は状況が変わってきているので積極的に頑張って完了を迎えたいと思っている。
- 参考に、これは買収には土地を売ってもらうだけでなく、例えば建て替えるときにセットバックをしてもらうということもあるのか。
- ⇒ 用地が掛かっていると、その物件を補償するということになっており、全部掛かっている場合は当然建て替えるの補償費をお支払いということになるし、部分的に掛かるといえる場合はセットバックして建て替えていただく、もしくは切り取りだけの補償とか、それはケースバイケースということになるので、一定の基準の下に補償費を算定してご了解を得た上で契約するという流れになる。
- B/Cの便益がずいぶん下がっているが、先ほどの説明で1つはマニュアルの原単位が変わったということであるが、もう1つは何か。
- ⇒ もう1つは2つ目に書いている「供用年の延伸」で、もともと平成28年度完了予定を平成32年度に4年間延伸したので、その分便益が下がったということである。
- それで、耐用年数何年と決めているのか。
- ⇒ マニュアルに基づき耐用年数50年で計算している。供用年を平成28年から4年延伸したことに伴い、その間社会的割引率4%分が割り引かれ、B/Cが計算上、1.45から1.25に減少した。
- 前回の評価時に、「事業費を算定する際には現場特性を反映して高い積算を行うべきだ」と書かれていて、府の対応としては「精度の高い積算を行う」と書かれているが、このときの100億増額の内容については、解決済みということか。それはそのときの評価委員会に報告をされていて、今後同じようなことが起きた場合には丁寧に説明するということをお答えいただいているという書き方になっているということか。
- ⇒ そのとおり。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度 (付帯意見など)
8	再評価	街路事業	トシケイカドウロイケガシモノミヤ センカイロシギョウ 都市計画道路池上下宮線街路事業 〔和泉市〕  広域幹線道路ネットワーク及び地域交通ネットワークの強化と地域の防災機能の強化を図るため、バイパスを整備する	道路築造 事業延長:0.4km 道路幅員:22~33m (2車線、両側自歩道)	事業採択後 10年間継続中	H12	H28 (H22)	22.3億円 国:12.3億円 府:10.0億円	3.03 (一)	用地53% (一) 工事0% (一)	—
9	再評価	街路事業	トシケイカドウロオサカシタ ナカイセン(フチュウコウ)ガイロ シギョウ 都市計画道路大阪岸和田南海線(府中工区)街路事業 〔和泉市〕  広域幹線道路ネットワークの強化と防災機能の強化を図るとともに、並走する現道の主要地方道大阪和泉南線の狭隘区間の交通を分散し歩行者等の交通安全の確保を図るため、バイパスを整備する。	道路築造 事業延長:0.9km 道路幅員:22~24.5m (4車線、両側自歩道)	事業採択後 10年間継続中	H13	H28 (H22)	40億円 国:22億円 府:18億円	8.89 (一)	用地47% (一) 工事25% (一)	—

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。



審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

- ・ 国道26号、主要地方道大阪和泉南線等の主要幹線道路と接続することにより、広域幹線道路ネットワークを強化するとともに、和泉市道と接続することにより、地域の交通ネットワークを強化する。
- ・ 陸上自衛隊信太山駐屯地から広域緊急交通路である国道26号と主要地方道大阪和泉南線へのアクセス性を向上することにより防災機能を強化する。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みである。
- ・ 事業の遅延要因となっていた地図訂正が完了したことから、平成26年度までに用地買収を終え、平成28年度に工事を完了する予定である。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本事業区間に接続する区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 広域的な幹線道路ネットワークの強化及び地域の交通ネットワーク機能の強化を図ること、広域緊急交通路へのアクセス性の向上により防災機能を強化することなどの必要性については変化がない。
  - ・ 本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。
  - ・ 事業の遅延要因となっていた地図訂正が完了したことから、平成26年度までに用地買収を終え、平成28年度に供用を図る予定である。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 事業の必要性では、防災機能の強化ということが書かれており、費用便益分析の便益の中で、どのような形で反映されているか。  
⇒ 防災に関する部分については、費用便益比の算出項目にはないため、反映されていない。
- 今の防災に関して、どれくらいの重要性があるのか。  
⇒ 目的に記載の通り、国道26号と府道大阪和泉南線が広域緊急交通路として指定、つまり、災害時に応急活動を迅速にかつ的確に実施するために、一般車両を規制して、緊急車両等専用道路として指定されており、これと、対象となる事業区間を接続することにより、自衛隊の駐屯地から広域緊急交通路まで接続されることから、防災上、非常に必要な路線として位置付けている。
- 評価調書の変動要因のところで、「財政再建プログラムに伴うペースダウン」とこれだけ特別に書いてあるが、何か重要な意味があるのか。この事業だけ特別に悪影響が大きかったということなのか教えていただきたい。  
⇒ 特に、大きいというわけではない。用地買収が少しペースダウンしたので、補足で書いたというのが意図である。他の事業にも総じて当てはまる内容である。

【視点1:事業の必要性】

- ・ 本事業区間を整備し和泉市域を全線供用することにより、広域的な幹線道路ネットワークの強化を図るとともに、広域緊急交通路として防災機能の強化を図る。
- ・ 並走する現道の主要地方道大阪和泉南線への流入交通量を分散し、狹隘区間における歩行者等の交通安全を確保する。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業区間L=900mのうち国道480号から都市計画道路和泉中央線までのL=260mについては、平成24年3月に供用済である。
- ・ 事業の遅延要因となっていた境界確定については概ね完了し、文化財調査についても概ね完了していることから、残りの用地も取得を進め、平成26年度中に用地買収を終え平成28年度中に工事を完了する予定である。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪和泉南線の狹隘区間における歩行者等の交通安全の確保などの必要性については変化がない。
  - ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。
  - ・ 民々間の用地境界確定については概ね完了しており、文化財調査に伴う遅延要因も解消されたため、平成26年度中には用地買収を終え、平成28年度中に工事を完了する予定である。
- 以上のことから、事業を継続する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 大体、半分ぐらいの用地取得率だと思うが、これは100%になる見込みが立っているということか。  
⇒ 懸案となっていた文化財調査を完了し、境界確定に関連しても、境界立会までスムーズに終わっているため、その感触から特に反対されることは少ないと思う。そのようなことから、年度内で用地買収を完了する予定としている。
- 平成42年の将来交通量予測結果が、内容が大きく違うように見えるが、それぞれ独立して工区の部分ができた場合の予測を立てるということで連動させたり、複合せせたりということはあるのか。ここに報告されないだけで、実際にはそれも中で検討されているのか教えていただきたい。  
⇒ 有り無しの判断は路線ごとにおいて、個々に行っている状況である。
- 計画中の道路や再評価にかかっている道路も含めて、ネットワーク全体でシミュレーションをするようなことは検討されているのか。  
⇒ シミュレーションは、平成42年時点で整備ができて道路のネットワークを組み、そのうち対象とする路線の区間ごとに整備が有る場合と無い場合における交通量を推計しており、便益は各々の差から算出している。したがって、ネットワークは平成42年時点で実現可能な道路は全て網羅されているが、それに対して、対象路線全ての便益を合算して求めるような推計は行っていない。
- 将来ネットワークによる場合もあるが、今の効果を見るときに、現況ネットワークで見たほうがより適切に測れるかもしれないという考えもある。事業採択されても将来できていないかもしれない。今のネットワークでこれだけつくったらどれくらい効果があるかという手法もあり得る。ここでは、将来ネットワークから、他の路線はできていないとして、ここだけつくったらどれくらい効果が出るかということであるが、事業全体としてみるときに、次の整備計画全体を考えると、評価をしておいた方がよりよいという話だと思う。それ自身は、この審議会の話では多分ないので、次の道路整備計画を立てられたときに、そのような検討もされたいと思う。ただ、現況か将来かという議論はあるが、これまで結構長い間、いろいろな議論をしてきた上で行われているので、このようなケースが標準であるというような説明をしていただくと、非常にわかりやすかったのではないと思う。  
この話はよくわかったが、対象箇所が2つあったときに、相互作用のようなものがどのように働くのかという議論が多分、ご心配だと思う。互いに便益を打ち消しあったりするのはないのかと。両方一度につくったら、少なくとも2つ一度に出てくるときは、何か少しぐらい言及があってもいいのではないと思う。これは両方とも、片方受けたときには、片方できていない予定で入っているのだから、便益が低めに出ても高めに出ることはないということではないのか。  
⇒ そのとおり。
- 評価調書17ページを見ると、府中工区の24時間の交通量が3分の2とかなり減っている。12時間で大体、3分の2ぐらいにピークから減っているのが、それを考慮に入れたとしても、要るという判断になるのか。これはそのものの道路ではなく、並行している大阪和泉南線というところで、交通量がこれぐらいということか。  
⇒ そのとおり。実際に、平成17年と平成20年に測って見た結果がそのような形になっており、大阪府内全般でも平成17年と平成22年とを比べると、24時間交通量は概ね14%ぐらい減っているという傾向が見られる。ここは特殊事情かもしれないが、若干、府中工区については、大きく出ているような傾向にある。
- 平成25年のB/Cの算出は、例えば、直近の平成22年の交通量8886台を参考に計算されたものか。  
⇒ それは、17センサスペースである。22センサスペースの数字は反映できていない。
- 単純に比例すると、8割とかなるということか。  
⇒ 若干、減少傾向になると思う。
- 1回目の説明資料のときだけでもいいので、最初にどのような前提でこれを計算するのか、概要の評価報告のようなポイントを書いておいてもらえると誤解がなくていいと思う。  
ただ、17センサスペースを使って、将来交通量パターンは予測するのではないのか。  
⇒ 17センサスペースで現況を再現して、平成42年の交通量を予想する。
- 平成42年時点の人口減少を考慮しても、便益が出ているという計算をしているのか。  
⇒ そのとおり。
- そのようなところがわからないため、概要を書いて説明いただくと、大体、皆さんは納得できると思うので、意見具申に追加いただきたい。  
⇒ 承知した。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
10	再評価	港湾事業	サカイタイ7-3クキョウセイメイセビシギョウ 堺第7-3区共生の森整備事業〔堺市〕  臨海部で失われた水と緑のネットワークの構築や生態系の回復などを図るため、廃棄物処分場跡地に大規模な森やビオトープ空間等の自然空間を創出・再生する。	緑地整備 整備面積:100ha	事業採択後10年間継続中	H16	未定(H22)	4.0億円 国:2.0億円 府:2.0億円	— (165.1)	工事54%	H15事前評価事業実施

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

- ・平成13年2月に都市再生本部で決定された「都市再生プロジェクト」において、大阪湾堺臨海部の公有地を森として整備することが位置づけられ、府民・NPO等参加のもと森づくりを進めてきたが、財政再建プログラム(案)を策定した平成20年度から事業を休止している。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・活動拠点施設等の盛土造成・土壌改良・防潮流はほぼ完了しているが、一部の防潮流・遊歩道・休憩所・野鳥観察小屋等の整備を残し、平成20年度から事業を休止している。「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業である津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、事業計画の見直し及び事業再開について検討することとする。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・堺第7-3区共生の森づくり全体会議を通じて、野鳥や水生生物・昆虫等の集まる良好な自然環境を創生・維持していくために必要な施設を精査し、整備計画を見直す予定である。

【対応方針(原案)】⇒ 休止

- ・大阪湾堺臨海部の公有地を森として整備することの事業の必要性については変化がないが、「大阪府都市整備中期計画(案)」に基づき、物流施策や防災施策への重点化により、本事業を休止することとし、重点化事業である津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に事業計画の見直し及び事業再開について検討する予定である。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 対応方針原案は「休止」ということであるが、既に整備されている植林や植樹には、メンテナンスのコストがかかると思うが、これはどのように賄っているのか。
- ⇒ 植林等については、共生の森の全体会議に参画する、大阪府、堺市、NPO、企業、各種専門家が森づくりの色々な意見交換や維持管理等をボランティアとして行っている。
- 大阪府の補助金や支援は、全くなく動いているということか。
- ⇒ 都市整備部の事業とは別に関連事業として、環境農林水産部でイベントを行っており、イベントに参加に対する費用などを賄っているが、基本的には原則ボランティアとして行っている。
- 広大な100haの一部約5haに木を植えている程度で、近隣に住民等が住まわれていることもない状況であるので、草刈等の維持管理は、今は行っていない。
- 今回は「休止」であるが、前回の費用便益比が165.1という、とてもない便益が出ている、これは165倍も効果があるのに休止で、⑩蜻蛉池公園を見ると、わずか1.08、1.53と出ている、比率だけからとると100分の1しか効果がないのに継続するのはどのような判断なのか。
- ⇒ 費用対効果の算出方法が基本的に違うので、一概に1.0で実施して100で休止するというのではないと思う。この数値については、平成15年に設置した「みどりの創出検討委員会」において提示したものである。評価の方法については、「港湾投資の評価に関するガイドライン」に基づき、CVM(仮想的市場評価法)を用いて、緑地の整備に1世帯当たりどれくらい税金を支払うアンケートをとり、金額を算出している。今回の共生の森づくりについては、府民の多くの人々がふれあっていることから、大阪府内居住世帯数350万世帯を受益者として便益を算出したため、B/Cが大きくなった。
- B/C自体算出する意味がないか、やり方が間違っているかのどちらかということであると思う。蜻蛉池公園は、B/Cが1ずつすすんで事業継続で、効果だけ見ると他の事業の100倍あるものが休止ということになっている。少なくとも、今回の判断に関しては、これはほとんど影響していないということか。
- ⇒ 休止の理由としては、財政面によるところが大きい。事業自体の必要性は十分認めているが、「財政再建プログラム(案)」の関係で、港湾局がここに投資する余裕がないので、休止したいということである。必要ないという判断はしていない。
- 「財政再建プログラム(案)」の件以外に、津波高潮対策事業の完了を待ってと書かれているがこれについてはいかがか。
- ⇒ 港湾局では、基本的には港湾事業と海岸事業の予算を持っており、防災系の事業に重点配分をさせていただいた関係上、どうしてもここを休止せざるを得なかったというのが現状である。必要な事業を全部実施するほど予算がない中で、どれをするのかということ、津波高潮対策を優先したということである。
- B/Cを算出するということであれば、効果が本当にそれくらいあるのかという議論を考えないといけない。むしろ、聞くべきことは、どのくらいの利用を見込んでいるか、今の活動はどのくらい活発であるかということ。あと2億6000万円くらいで済むような話であれば、次のときには早めに実施されたほうが良いというような話になるかもしれない。ただ、建設するところはほとんどどこにでも残っているかというところから考えると、社会経済情勢の変化のようなところから考えたときに、今、本当に必要とされるものが残りのメニューとして残っていると考えるのか、そうでないのかということを教えてください。
- ⇒ 現在の活動状況については、ふれあいの森のちぬみ山、J山等においては平成15年度より、植栽のイベントを実施しており、当初は130名ほどの参加であったが、近年は700人を超える参加をいただき、平成24年末までに延べ7800人の参加をいただいている。5万3000平米で、2万1000本の植樹を行った実績がある。また、N山では、平成20年に企業により植樹を実施していただき、現在、4団体の企業で1.8ha、1万3800本の植樹を行っていただいている状況である。活動については、毎年、ホームページ等で参加を呼びかけており、毎年実施して、広く府民に広報を図っているという状況である。
- では、森ができるとそれだけたくさんの方がアクセスされるだろうという場所であるということか。
- ⇒ 場所は埋立地の先であり、イベント等を行う際、観光バスを用意して来ていただいている。今回、休止することにより、社会情勢も5年たてば当然変化していくが、再開時には、そのときの社会情勢をどう捉えるようなアンケート調査や費用対効果について再度算出し、再開について審議いただきたいと考えている。
- ピオトープのような活動を通じた中で、先ほどの東屋のようなものよりも、かえてそのような整備のほうが重要だというような変化はあったのではないのか。
- ⇒ 今は、まず木を植えるところから始めており、100年かけて考える大きな事業であるので、ピオトープであるとか、観測小屋があると野鳥の観察とかもできるので、この中身について全体会議という場で、意見をお聞きしながら、少ない予算であるが、皆さまに喜んでいただけたらいいと考えている。
- 評価調書19ページの「地元等の協力体制」には、平成20年以前の、平成15年や平成18年のことが書かれているが、今、口頭でご説明いただいたような平成20年以降も活動が活発に行われ、企業の参画などの活動があったことをここに書いていただくと、非常にわかりやすくなると思うので、書いていただきたい。
- ⇒ 承知した。
- では、対応方針原案は「休止」という提案についていかがか。
- 休止している状況でも活動があるということで、今、休止していても、特に支障はないということか。
- この事業で防災の関係でかかるお金のことを考えたら、非常に軽微な、非常に小さなお金の話で完成しそうに見える。それをわざわざ休止にさせておく理由というのは何なのかということであるが、むしろ、そこで今つくってしまうよりも、かえて、もう少しあとで決めた方がよいとかいう判断もあり得ると思う。そのようなことを若干、補足していただいた方が休止の理由がわかりやすくなると思う。休止することは、非常に問題を引き起こさないことも確認した上で、オーケーと言った方がよいのではないと思う。
- 休止を続けていくことでデメリットが新たに生じるようであれば、それはそれでまた行動しなければいけないということであるがいかがか。
- ⇒ この地区については、休止中は、通常は人が入れないというデメリットもあるが、森の状況は一つ一つ変化していくので、休止がよいということは少し言いづらい面はあるが、休止することによる効果という面もあると思う。
- 休止している期間、ハードの事業は止まっているが、それ以外に地域の人を動員したり、企業の方に来てもらったりするソフトな活動は継続しているが、コストはどれくらいになるのか。
- ⇒ 基本的にはボランティアによる。
- 大阪府からも実質的には持ち出しはなくて、彼らがやってくれるのか。
- ⇒ 港湾局の持ち出しはないが、関連事業として、他部がイベントに関する企画支援とか、そのような部分では、若干、お金を使っている。
- いくらぐらいなのか。部は違うけれども、大阪府の予算が入って、休止の期間に何らかの活動をずっとされていると。それもあつた種の休止の期間のコストになると思う。
- ⇒ 約千万円の規模になる。
- 何年かしたら本体ができてしまうが、本体ができて活動は行うのか。
- ⇒ 100年かけて整備するものであり、最初の10年間は大阪府がイベントなどに投資を行うが、あとはボランティアでというのが構想になっている。本体部分の海岸の森の一部残っている植栽と観察小屋が休止中でも、共生の森のボランティア等でやっていただく内容や環境農林水産部がお金を出す部分は、10年間は継続すること。
- ◆ 多分、オープンしてから10年実施したほうが、イベントだけ10年やるよりは効果はあるという気はする。
- 休止のときは、いつ次の検討をするかということであったが。
- ⇒ 津波高潮対策事業の概成が平成29年度と予定しているので、その時点で再度、事業計画の見直しや事業再開について検討する。
- イベントは10年間で聞いたが、イベントが始まったのは平成16年から平成26年度で終わるのか。
- ⇒ イベントの予算はないと聞いている。あとは持ち寄りとか、ボランティアの方で行うことになる。
- それで、何とか継続されるであろうと思っているのか。
- ⇒ 全体会議自体は継続させる。
- 予算がなくなり2年ぐらいたってから、今の見直しをかけられるということになるのか。
- ⇒ 結果としてそのようになる。
- CVMの値はひどいと思う。
- ◆ 実際今はどのようにしているかという、CVMはもちろんあるが、あまり使わないという雰囲気になっている。それしか算出するものがなかったから、大阪府ではこれを採用したという感じである。ただ、それだけが評価値だといえそうではないと思う。アクセスできる人がいなければ、利用価値はないということになる。仮に事業ができたら、どのくらいの方がアクセスする見込みがあるかという別の考え方により評価することもできる。必要性があつて、それが投資に見合っているということを見ればよいので、そこを確認できればいいと思う。そうすると、そのための手法が1つしかないというわけではないので、必要には感じないが全部するのではなくて、必要なものに関してだけ、そのようなことをしたいのではないかと思う。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)
11	再々評価	港湾事業	センシュウコウホツコウチクコウワンセイシキョウ 泉州港北港地区港湾整備事業 〔泉佐野市〕  関西国際空港2期事業の展開に伴う旅客・貨物の増加への対応や、新しい輸送体系である『複合一貫輸送(SEA&AIR)』、および航空利用とクルージングとを組み合わせた『FLY & CRUISE』を実現するため、港湾を整備する	港湾整備事業 岸壁工(-7.5m):160m 岸壁工(-4.5m):130m 防波堤工:200m 護岸工:100m 埠頭用地:2.9ha	再評価後5年経過	H11	未定(未定)	130億円 国:40億円 府:90億円	— (—)	工事19% (19%)	H20再評価 休止

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。



審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見

【視点1:事業の必要性】

・ 関西国際空港2期事業の展開に伴い、旅客・貨物の増加に対応した海上アクセス基地として、また完全24時間運用の海上国際空港に直結する我が国唯一の港湾として、海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の拠点を整備する本事業は必要である。

【視点2:今後の進捗見通し】

・ 平成24年7月に、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、新関西国際空港株式会社による運営が開始され、同社の中期経営計画において、貨物ハブへの取組として海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の展開が経営戦略として位置付けられている。  
 ・ 今後、公共施設等運営権については、他の民間事業者への売却が予定されており、選定された事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。  
 ・ よって、今後の事業の進捗の見込については、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討することとし、その間事業を休止する。

【視点3:コスト縮減・代替案】

・ 関西国際空港の経営方針が明確になった段階で、海上国際空港に直結した泉州港の貨物需要、特殊性等を活かした効果を検証するとともに、最適な工法やコスト縮減などを検討し事業計画の見直しを行う。

【対応方針(原案)】⇒ 休止

・ 海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の拠点として整備する本事業の必要性については変化がないが、今後、選定予定の公共施設等運営権を持つ民間事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。  
 ・ よって、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討を行う予定である。  
 以上のことから、事業を休止する。

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 今後の事業については、公共施設と運営権を持つ民間事業者の経営判断に委ねられており、現時点では、海上国際空港に直結する泉州港の貨物需要を見通すことは困難であるということは、経営判断によっては全く事業自体がなくなってしまう可能性も十分あり得るということか。  
 ⇒ 泉州港を計画した当初は、かさ高な重量貨物であるガスタービンなどの大型の機械類を航空輸送して、陸送困難なものを船で輸送するような需要が、当時少しずつ伸びてきており、今も需要は継続して少しずつあるため、今後も受入れ需要は引き続きあると考えている。  
 また、新関西国際空港株式会社(以下、新関西空社)が、運営権を新たな民間に委ねることになるので、需要を見通すことが非常に難しい。先般、同会社の社長の話を聞いていると、九州方面から神戸港に海上輸送し、そこから陸送しているものを、できるだけ直接、泉州に持っていきようことを展開したいという展望も示しつつある。どれだけ需要が上向くか現段階としては、少し判断がつきにくいところがある。  
 泉州港の元々あるかさ高重量物の需要対応と、海上輸送と航空需要をミックスしたような国内で新たに発生する需要に対応するものを狙っていきたいということになるが、民間の経営判断が出るので、そこを確定して需要を見通していきたいと思う。
- 今回、対応方針原案が「休止」ということであるが、再開する場合にも、その辺、かなりクリアにならないといけない。  
 ⇒ 平成29年度に津波高潮対策事業が概成した段階で、需要面も含めて判断の材料にしていきたいと思う。今の段階では、必要性については、十分あると考えているが、そのような事情もあるので、一旦休止したいというご提案になっている。
- 再開する際は、相当慎重に判断しないといけないと思う。この関西空港の埋立地の持ち主は新関西空社なのか。  
 ⇒ 基本的に、埋立免許の取得者が海面を埋め立てて土地を造成し所有者となるので、泉州港の部分については、埋立免許の取得者である大阪府の所有地になるが、関西空港の土地は、新関西空社が埋立免許を別途取得して、埋め立てをして土地を造成するので、新関西空社の所有地となる。
- 何が委ねられているのか。事業が委ねられているわけではないと思うが、大阪府の事業なのだから、別に大阪府の事業を新関西空社が決めるわけではないのではないか。  
 ⇒ 海空複合一貫輸送という輸送形態を新関西空社が戦略として取り入れており、それを新たに整備する泉州港の需要に関わるところの判断が新関西空社に委ねられている。
- 新関西空社の経営判断というよりは、このような海空複合一貫輸送を推進するかどうかという、新関西空社の判断が事業の効果を大きく左右するという点であれば、そのように書いていただきたい。  
 ⇒ 承知した。
- 新関西空社は、まだ何も決めていないということか。  
 ⇒ 戦略として、海空複合一貫輸送を推進することは、先般、公表されているが、今後、運営権を含めて、民間に委ねていくことだけが発表されたところであり、新たに受けられた民間事業者の判断がまた出てくると思うので、今の方針と少し違う要因というのは出てくる可能性があると思う。そういうことも踏まえた上で、府として、需要を見通していく必要があるため、今の段階としては見通することは難しい。
- 今の表現は確かにご指摘いただいたとおり、事業そのものを判断されるような捉え方になっているが、経営判断によって、需要の状況が変わってくるということがわかるような文言にしていた方がよい。  
 ○ 事業の必要性については必要ということ、まず記載し、今後の見通しの視点2のとおり、変動要因があり見通しがはっきりしないので、見通しを主な理由として休止すると記載していただくとうかがいやすいと思う。  
 ⇒ 少し誤解を招いている点もあると思うので、ご指摘のとおり修正する。
- 他の案件は後背地がすべて大阪府に住んでいる人がベースになっているが、ここは後背地が存在しない。関空がどのようなネットワークを組むとか、SEA & AIRをすることは、今までと全く視点が違う。必要かどうかということが関空に依存するならば、それは当然だと思う。大阪府の事業として、府民生活がベースになるような、例えば、道路や砂防えん堤をつくるようなものは本質的に違うと思う。  
 ○ そうすると、130億円の事業はやらなくなる可能性もあるということなのか。19%事業は進捗しているが、清算する可能性もあるということか。  
 ⇒ 今回、泉州港を整備するベースとなっているのは、必ずしも、関空の戦略に全て委ねられているものではなく、新たな物流の一形態として、そのようなニーズが発生してきているということ。要するに、大きなかさ高な重量物であったり、付加価値の高いものを航空輸送と海上輸送ネットワークをうまく活用して、そのニーズに対して行政として対応するという目的で実施するので、当然、関空としてそのような航空貨物をどんどん入れるような戦略を展開される方が、ニーズも高まり、需要も高まることもあるので、そこは、関空の戦略が大きく影響する要因にはなる。  
 そもそも、航空輸送形態と海上輸送形態をミックスする需要自体は、潜在的にあるし、泉州港を整備する大きな目的の1つであるので、そこは現段階としても必要性があると認識している。ただ、今後、関空がそのように展開されるということが大きく需要面に影響してくることもあるし、現状として、需要が少し低迷しているところもあるが、追い風になった段階で、適切に対応したいと思う。
- 神戸空港で下ろして、陸路で輸送することに対し、これを130億円かけてつくることで、メリットがそんなに大きいのか。  
 ⇒ 直接陸送するよりも、海上輸送の方が投資効果が高いかどうかというところは、なかなか把握できないと思うので、新関西空社としても、阪神港を展開する上で連携させたいという思いがあると思う。  
 今は、事業を着手したときの当初の需要と少し違う戦略になっているので、事業再開までには新たな需要に対応する費用対効果等の検証を行い提示したいと思う。
- 現時点でも、B/Cを計算されていないので、再開する段階では、そのような効果の部分をつきつりと評価していただきたい。需要の不確定の部分も適切に見積もりつつ、効果の部分も明らかにしてもらう必要があると思う。
- 事業の目的である、「関西国際空港2期事業の展開に伴う旅客・貨物の増加に対応する海上アクセス基地」と「海上国際空港に直結する港湾として航空機と貨物船とを組み合わせた嵩高大重量貨物輸送(SEA & AIR)を可能にする」については実現上必要だということは今の時点でもおそらく変わらないと思うが、3つ目の「ゆとりと豊かさを求める人々のニーズに対応した航空利用とクルージング」については、今の庶民感覚と合わないような感じがする。ゆとりと豊かさを求めて航空利用とかクルージングを府民が望んでいるのかどうかというのは、震災も2度もあり、人々の意識が変わってきていると思うので、今は少し違うような感じがする。  
 ⇒ ここに記載している目的の表現は当初のままであるので、今ではどうかというご指摘はごもっともだと思う。少し補足すると、当初、想定していたクルージング事業というのは、海外から来られたトランジット客をターゲットにして、関空や伊丹空港に降りた海外の観光客の方が、大阪港、神戸港などから主要のクルージング船に乗るとして展開を考えていた。関空ができたときは、外国から来られた航空旅客者のトランジット客をターゲットとして、観光ニーズを直接関空から発信して、大阪湾の観光に必要な港づくりを考えていた。府民が直接利用する港ということではなく、新たな海外からのニーズに対応する港ということで記載している。
- これも、当時の表現という点であれば、新たに見直しの対象になってくるということになるのか。  
 ⇒ 再開時にはこういったニーズも適切に検証させていただき、お話ししたいと思う。

番号	区分	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用 便益比	事業進捗率	前回評価年度 (付帯意見など)
12	再々評価	公園事業	トホイケコウエンセイジギョウ 蜻蛉池公園整備事業 〔岸和田市〕  泉南地域のレクリエーション施設の拠点として位置づけ、都市周辺の自然環境を保全する重要な水と緑のオープンスペースとして整備する	都市計画決定面積:124.7ha 事業認可面積:92.8ha 開設面積53.2ha(H25.3末) 主要施設: ○広場ゾーン 子供の国(児童遊戯場)、テニス村(テニスコート、球技広場等)、花木園、あじさい園 憩いの広場(水と緑の音楽広場(皇太子ご成婚記念事業)、野原の広場等) ○丘陵ゾーン 大芝生広場、ふれあいの森、水辺の広場 ○森のゾーン 駐車場等、箱谷池周辺等	再評価後5年経過	S55	H34 〔参考〕 事業認可区域 H29	557.3億円 国:210.6億円 府:346.7億円	1.53 (1.08)	用地63% (61%) 工事63% (55%)  〔参考〕 事業認可区域 用地79% 工事74%	H20再評価 事業継続

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見②

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 岸和田市は、東南海・南海地震を想定して、防災計画に防災拠点として位置づけていると思われるが、ここでの便益の計算は、火災の延焼の防止以外に津波の災害も含まれているのか。また、国交省のマニュアルに準拠した範囲なのか、それ以上のことを考えているのか。
- ⇒ 蜻蛉池公園は、大阪府の想定では、津波の影響はないことになっている。また、防災の便益については、国交省のマニュアルに基づき、「緑地」と「広場」の面積などに効用関数のパラメーターを用いて算出している。
- 国が防災会議で被害想定を見直されたが、ここは特に影響はないのか。
- ⇒ 津波の被害想定に関しては、大阪府もその基準で見直しをしているので、蜻蛉池公園は津波に関しては問題ない。ただ、地震の震度に関しては、当然見直しをしているので、別途対応を考えている。
- 防災拠点としての機能は、便益の中に含まれているか。
- ⇒ 防災拠点は、便益の間接価値の中に含まれている。
- ⇒ 多分、便益としては南海・東南海地震などに限定したものではないが、防災拠点としての価値は便益の算出の中に含まれているということだと思う。
- 主に火事だけということではないのか。
- ⇒ 当然、火事だけではなく、地震などの災害全般に関しての便益ということ。
- ⇒ 効用関数法で評価したときの、その中身の価値について防災価値が含まれているということであると思う。
- 「検討対象ゾーン」が15km圏内で、競合公園はその40km圏内に入っている大型公園という意味なのか。例えば、岸和田市周辺の人が服部緑地に行くことなどは、事実上あまり考えられないような気がするが、こんなに広くていいのかわかるか。
- ⇒ 15km圏域の中に含まれる市町村の人口を対象として、その上で40km圏内の中にある競合する公園の効果(魅力値)をすべて算出して、競合公園に行く魅力値を差し引くことにより算出している。例えば、堺市に住んでおられる方が、蜻蛉池公園に行く場合もあるし、服部緑地もしくはその近辺の公園に行くという場合があり、そのうちどれぐらいの方が蜻蛉池公園に行くか人数を割り振って算出している。
- 振り分けの方法はどのように振り分けるのか。何か按分するのか。
- ⇒ 距離や魅力値から算出する。
- 中身の具体的な式は簡単に出来るのか。結構難しい式になるのか。
- ⇒ 計算式は、かなり複雑になる。
- 利用者容量が魅力値になるのか。
- ⇒ そのとおり。
- 結局、それぞれの公園のどれぐらい使えるかという規模のようなものがあって、それがそのまま魅力値になる。それと距離とを勘案しながら対象地域の中の人口を割り振るといえることか。対象というのは、15km圏内の市町村の人口を割り振るといっても、この蜻蛉池公園以外を選択する人口を差し引くということか。それで結果的に蜻蛉池を使う人の人口を確定する考え方でいいのか。
- ⇒ そのとおり。全体の需要量を公園ごとに距離や魅力値で割り振り、蜻蛉池公園の需要量を算出することになる。
- ⇒ 競合公園に行かれる方の需要量は差し引かれ、対象公園に来られる方の需要量のみ計上すること。
- 必要性については非常に重要な役割を果たすものがあるということはおそらくは、岸和田市が地域防災計画で広域避難場所に指定されたので、その重要性が増したということもよくわかる。見込みについては、平成29年度完了予定のところまではいいが、その後ろが分からない。「事業認可区域外については」というけど、これが対応方針にも書かれているが、評価対象は事業認可区域外についても対象にされていて、一緒に議論しないといけない話なのか。
- ⇒ 公園は全体計画の中で費用対効果を算出している。現在、計画決定区域の中の事業認可区域外の未整備区間については、都市計画決定の見直しの中で検討している状況。
- この審議会で議論しなければいけない部分に、見直される予定の事業認可区域外も含まれているということか。
- ⇒ そのとおり。
- 「見直していく」とは、どういう内容なのか。要するに判断がもう少し先になるということなのか、事業認可していくときにそこは見極めていくという話なのか、完成してからお考えになるという話なのか、それ以外に周辺に何か公園ができたから少し見直していかないといけないなどの話が含まれているのか。これを読んだだけでは「総合的に判断して、今後の課題である。」と書かれているように見える。「見直していい。以上のことから継続する。」というのは、何のことだろうと思ってしまう。「認可区域内は予定どおり完了する見込みで、そこは頑張ります」と書かれているのはよくわかるが、その下の部分がよくわからない。
- ⇒ 公園としては必要だと計画決定されているので、計画は進めていくが、数年先まで計画的に整備する計画が立たないとか、時間がかかるところについては、土地所有者に長い期間、制限をかけた状態になるので、計画区域からははずすなどの見直しについて検討しているということ。
- 公園は事業認可区域外についてもつくれるということか。
- ⇒ 今は計画決定区域なので整備していくことになっている。
- 見直しはいつされるのか。
- ⇒ 現在、見直し方法については確定しており、見直しするかどうか検討を行っている段階である。
- そうすると、事業認可区域外については見直しは立たないのか。
- ⇒ 事業認可区域外については、事業費や整備スケジュールなど、他の公園も含めて全体の公園の整備の中で検討を行っており、時間がかかっている状況。ただ、防災公園に指定されるなど条件が少し変わってきているということもあるから、その中で判断をしている。
- 事業認可区域外については、事業費の557.3億円に含まれているのか。
- ⇒ 含まれている。
- 計画は決定をされて、事業を進捗させるかどうかについては、具体的には途中であるということか。
- ⇒ そのとおり。事業認可区域を拡大して整備をしていくので、今の事業認可区域は、期間内に整備していく。次に、事業認可を拡大するときは、都市計画の見直しが必要で、平成34年に向けて整備をしていくことになるが、現在は都市計画の見直しについて検討を行っているところである。
- そうすると、事業認可区域外については、都市計画全体の中で見直していくので、事業の進捗については不透明であるということか。
- ⇒ そのとおり。
- 事業費は、事業認可区域外も含めているし、便益も計画区域全体で計算をしているということなので、計算方法に関しては問題ないということか。
- ⇒ そのとおり。
- 計算方法や事業費、そしてここに書かれることについても問題ないと思う。今ご説明いただいたのでよくわかった。「岸和田市の広域避難場所として位置づけられたことから代替案立案の余地がない」と書かれている部分について、もともと、大阪府は岸和田市の防災計画を立てる前から、公園をつくることを決めていたわけだから、このような書き方でもいいのか。岸和田市が位置づけられたから、もう変えることができないと書かれているように見えるが、そういうことなのか。
- ⇒ まず、「大阪府公園基本構想」というものがあり、大阪府内のこの辺りに公園が必要ということで位置づけられた公園であり、「健康と生きがいを支える公園」として蜻蛉池公園は位置づけられている。その必要性は、その上に記載しているとおり。今回、岸和田市の広域避難場所と位置づけられたことによって、便益もプラスして評価されており、大阪府としても整備に力を入れて行っていくこととしている。

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下端( )は計画時または前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見①

【視点1:事業の必要性】

- ・ 蜻蛉池公園は、泉南地域における府民の健康と生きがいを支える公園として計画され、北部に「森と文化とやすらぎ」をテーマにした森のゾーン、南部に「花と水のスポーツ」をテーマにした広場ゾーン、そして中央部には「景観を楽しむ」丘陵ゾーンを設け府民の憩いの場を提供するとともに、「みどりの大阪推進計画」に掲げる緑のネットワークの拠点として重要な役割を果たす。
- ・ また、平成24年に、岸和田市地域防災計画で「広域避難場所」として指定され、防災公園としての機能が付加された。

【視点2:今後の進捗見通し】

- ・ 事業認可区域の用地買収は79%、工事は74%進捗しており、予定通り平成29年度に完了する見込みである。
- ・ 事業認可区域外については、平成23年度末に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、見直していく予定である。

【視点3:コスト縮減・代替案】

- ・ 事業認可区域外の都市計画の見直しに伴い、整備内容を縮小する場合、コスト縮減が見込まれる。
- ・ 事業認可区域は、平成29年度に完了する見込みであることや、岸和田市の「広域避難場所」として、安全かつ十分な広さを確保できる場所は他にないため、代替案立案の余地がない。

【対応方針(原案)】⇒ 事業継続

- ・ 事業認可区域の整備は、予定通り平成29年度に完了する予定である。また、事業認可区域外については、平成23年度末に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、見直していく予定である。
  - ・ 従来の必要性に加え、岸和田市地域防災計画で「広域避難場所」として指定されたことにより、防災公園としての機能が付加された。
  - ・ 事業認可区域は、平成29年度に完了する見込みであることや、岸和田市の「広域避難場所」として、安全かつ十分な広さを確保できる場所は他にないため、代替案立案の余地がない。
- 以上のことから、事業を継続する。

審議会において確認した事項・主な質疑応答及び意見③

【主な質疑応答及び意見】(「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。)

- 公園の計画自体はつくられていて、計画どおり長い間かけてこつこつと整備を進められてきているということと理解した。ただ、岸和田市が防災の広域避難場所として指定されたので価値が上がったということは、代替案の議論には関係ないと思う。必要性が高くなったことは理解できるが、代替案の議論で岸和田市の広域避難場所の指定の話が必要なのか、少し理屈としてわかりにくいと思う。
- ⇒ 広域避難場所はオープンスペースの広場として、この場所に必要であるということと位置づけられている。ここに蜻蛉池公園がなかった場合、広場は、その周辺には確保できないということになるので、代替のものとしてははないということ。
- 今の話であれば理解した。代替できるような公園が周辺にないためこの整備をしなければならぬということを書いていただければ、わかりやすいと思う。
- ⇒ 承知した。
- 対応方針のところで、平成23年度末に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」とあるが、どう評価をされるのか。5年刻みで評価を行うようなルールがあるのか。
- ⇒ 必要性・代替性・客観性などを総合的に評価し、平成26年度末を目指して方針を決定していく予定である。定期的に実施していくものではない。
- 見直しの対象となるのは、蜻蛉池公園以外にもあるのか。
- ⇒ 大阪府下全域の府営公園全てが対象となる。
- 平成26年度に方針が決まったとして、計画どおりに進まなかった場合は、再度審議会で諮ることになるのか。
- ⇒ 事業認可区域は見直す予定はなく、事業認可区域外について見直す予定である。事業認可区域については、本審議会で決定していただいた内容を踏まえ、継続して進めていく予定である。
- 事業が残ったところがある限り、いずれ審議対象になると思う。そのときは審議をすることになるのではないのか。
- ⇒ 5年が経てば再評価の対象になるが、このケースの場合、事業認可区域外も含めて評価対象としているので、事業費が3割以上の増減など計画を大幅に見直すことになった場合は、5年が到来しない時点で審議の対象となる。

## 平成 25 年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
平成 25 年 6 月 21 日	第 1 回 事業概要説明
平成 25 年 7 月 19 日	第 2 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 25 年 8 月 23 日	第 3 回 事業概要説明 個別事業審議
平成 25 年 9 月 13 日	意見交換会 (※) 事業概要説明 個別事業説明
平成 25 年 9 月 19 日 26 日	現地視察 都市計画道路大阪岸和田南海線 (府中工区) 都市計画道路池上下宮線 堺第 7 - 3 区共生の森
平成 25 年 10 月 31 日	第 5 回 個別事業審議 意見具申 (素案) の審議
平成 25 年 11 月 15 日	第 6 回 意見具申の取りまとめ

※第 4 回として予定していたが、大阪府建設事業評価審議会規則に定める定足数を満たさなかったため、意見交換会として開催

## 平成 25 年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| うえおか のりこ<br>上岡 典子    | (有) ULAN 環境工房 代表   |
| うすだ ともこ<br>碓田 智子     | 大阪教育大学教育学部 教授      |
| おおはま<br>大濱 しのぶ       | 関西学院大学法学部 教授       |
| ○ たたの ひろかず<br>多々納 裕一 | 京都大学防災研究所 教授       |
| なじま かずひさ<br>南島 和久    | 神戸学院大学法学部 准教授      |
| ◎ ほしの さとし<br>星野 敏    | 京都大学大学院地球環境学堂 教授   |
| みずたに じゅん<br>水谷 淳     | 神戸大学大学院海事科学研究科 准教授 |

(敬称略・50音順) ◎：会長 ○：会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro/index.html>)

また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けています。